

第19回町田市市民協働フェスティバル実施に関する協定書

町田市（以下「市」という。）と町田市市民協働フェスティバル実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、第19回町田市市民協働フェスティバル（以下「フェスティバル」という。）を協働で実施するにあたり、次のとおり協定書を取り交わす。

（協定の目的）

- 1 本協定書は、フェスティバル実施に関する市及び実行委員会の役割について定めることを目的とする。

（フェスティバルの開催目的）

- 2 市が定めるフェスティバルの開催目的は、町田市内で活動する市民活動団体（NPO）、地域活動団体（町内会・自治会）などに活動発表の場を提供し、来場者やボランティアがそれらの団体について知る機会を設けること。また、実施までの過程を通じて、団体が他団体や行政と協働を始めるきっかけを創出することとする。

（市の役割）

- 3 市は、次の各号に掲げる役割を担う。
 - （1） フェスティバルの開催目的を定めること
 - （2） 実行委員会と協働でフェスティバルの事業実施方針を定めること
 - （3） 実行委員会に関する会則を定めること
 - （4） 実行委員会に対して、負担金650,000円を支払うこと
 - （5） フェスティバルの実施に関して、必要に応じて場所を提供すること

（実行委員会の役割）

- 4 実行委員会は、次の各号に掲げる役割を担う。

- (1) 市と協働でフェスティバルの事業実施方針を定めること
- (2) 市の関係機関等と協力し、フェスティバルの開催目的を達成するために必要な事業を行うこと
- (3) 前号に規定する事業については、実行委員会組織後に事業計画書を、フェスティバル終了後に事業報告書を提出すること

(疑義の解釈等)

- 5 本協定書の定めに疑義が生じたとき、また本協定書に定めのない事項については、その都度、市と実行委員会で協議して定めるものとする。

(有効期間)

- 6 本協定書の有効期間は、締結日から実行委員会が解散するまでとする。

この協定書の締結を証するため本書2通を作成し、各々記名押印の上、各自その1通を保有する。

2025年6月19日

町田市

町田市長 石 阪 丈 一

町田市市民協働フェスティバル実行委員会

委員長 鈴 木 颯